

組 合 公 報

平成 29 年 11 月 28 日
富山市下野 995 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 076 (431) 8031

目 次

公告第 5 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について ……	1
公告第 6 号	富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について …	4

○ 公告第 5 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 29 年 11 月 28 日付けで下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成 29 年 11 月 28 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高 橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 44 条中「退職等年金経理、」の次に「退職等年金預託金管理経理、」を加える。

附則第 12 項中、「退職等年金経理、経過の長期経理、経過の長期預託金管理経理、」を「退職等年金経理、経過の長期経理、」と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過の長期預託金管理経理、」に改める。

附 則

この変更は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部変更 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第43条の2 （略） （経理単位） 第44条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、<u> </u>業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。 第45条 ～ 第50条 （略） 附 則 1 ～ 11 （略） 12 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第44条中「退職等年金経理、」とあるのは「<u>退職等年金経理、経過の長期経理、経過の長期預託金管理経理、</u>」 <u> </u>として同条の規定を適用する。 13・14 （略）	第1条 ～ 第43条の2 （略） （経理単位） 第44条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、<u>退職等年金預託金管理経理、</u>業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。 第45条 ～ 第50条 （略） 附 則 1 ～ 11 （略） 12 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第44条中「退職等年金経理、」とあるのは「<u>退職等年金経理、経過の長期経理、</u>」と、「<u>退職等年金預託金管理経理、</u>」とあるのは、「<u>退職等年金預託金管理経理、経過の長期預託金管理経理、</u>」として同条の規定を適用する。 13・14 （略）	貸付事業の財源は、これまで経過の長期経理（旧3階）の資金を活用してきたが、今後は、退職等年金経理（新3階）の資金を活用することされたため、貸付事業の財源として市町村連合会から預託を受けた資金及びその利息を管理するために「退職等年金預託金管理経理」を設置するもの。 新たに「退職等年金預託金管理経理」を設置することに伴い経過の長期預託金管理経理の規定順番を整備するもの。

理 由 書

地方公務員共済組合が行う貸付事業の取扱いについて、組合員への貸付利率を見直す改正が行われ、併せて、貸付事業の財源として、新たに退職等年金経理の資金を活用することとされた。このため、今後は、段階的に、全国市町村職員共済組合連合会において管理・運用を行っている退職等年金経理から預託を受け、組合員へ貸付けを行うこととなる。については、本組合が市町村連合会から預託を受けた資金及びそれらに対する利息を管理・収納するための新たな経理を設置する必要があるため、定款の一部を変更するもの。

<主な内容>

- 1 本組合の経理単位に、新たに「退職等年金預託金管理経理」を設置
(定款第 44 条関係)
- 2 上記 1 の経理の設置に伴い既存経理の規定順番を整備
(定款附則第 12 項関係)

○ 公告第6号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成29年11月28日付けで下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成29年11月28日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「経過的長期預託金管理経理」を「退職等年金預託金管理経理」に、「経過的長期経理」を「退職等年金経理」に改める。

第7条第1項中「年4.46%（災害貸付にあつては年3.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年4.2%）」を「次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26%（災害貸付にあつては年0.93%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては年1.00%）
- (2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76%（災害貸付にあつては年1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年1.50%）
- (3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26%（災害貸付にあつては年1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.00%）
- (4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76%（災害貸付にあつては年2.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.50%）
- (5) 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26%（災害貸付にあつては年

2. 93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 3. 00%)

(6) 基準利率が 3. 0%を超え 3. 5%以下の場合 年 3. 76% (災害貸付にあつては年 3. 43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 3. 50%)

(7) 基準利率が 3. 5%を超え 4. 0%以下の場合 年 4. 26% (災害貸付にあつては年 3. 93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 4. 00%)

(8) 基準利率が 4. 0%を超え 4. 5%以下の場合 年 4. 76% (災害貸付にあつては年 4. 43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 4. 50%)

(9) 基準利率が 4. 5%を超え 5. 0%以下の場合 年 5. 26% (災害貸付にあつては年 4. 93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 5. 00%)

(10) 基準利率が 5. 0%を超える場合 基準利率に 0. 26%を加えた利率 (災害貸付にあつては基準利率に 0. 07%を減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあつては基準利率)

第 14 条第 4 項中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に、「年 2. 42%」を「次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 基準利率が 1. 0%以下の場合 年 0. 72%

(2) 基準利率が 1. 0%を超え 1. 5%以下の場合 年 1. 22%

(3) 基準利率が 1. 5%を超え 2. 0%以下の場合 年 1. 72%

(4) 基準利率が 2. 0%を超え 2. 5%以下の場合 年 2. 22%

(5) 基準利率が 2. 5%を超え 3. 0%以下の場合 年 2. 72%

(6) 基準利率が 3. 0%を超え 3. 5%以下の場合 年 3. 22%

(7) 基準利率が 3. 5%を超え 4. 0%以下の場合 年 3. 72%

(8) 基準利率が 4. 0%を超え 4. 5%以下の場合 年 4. 22%

(9) 基準利率が 4. 5%を超え 5. 0%以下の場合 年 4. 72%

(10) 基準利率が 5. 0%を超える場合 基準利率に 0. 28%を減じた利率

附則第 2 項から第 4 項までを削り、第 5 項を第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

(貸付金の財源及び借り入れる利率の特例)

3 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第 2 条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

附 則

1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の富山県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）第7条第1項及び第14条第4項の規定は、平成30年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 案	備 考
第1条 （略） （貸付金の財源） 第2条 貸付金の財源は、組合の<u>経過的長期預託金管理経理</u>及び全国市町村職員共済組合連合会の<u>経過的長期経理</u>からの借入金並びに短期経理からの借入金（第3条第6項に規定する高額医療貸付及び同条第7項に規定する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。 第3条 ～ 第6条 （略） （貸付利率） 第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、<u>年 4.46%（災害貸付にあつては年 3.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては、年 4.2%）</u> ____とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。	第1条 （略） （貸付金の財源） 第2条 貸付金の財源は、組合の<u>退職等年金預託金管理経理</u>及び全国市町村職員共済組合連合会の<u>退職等年金経理</u>からの借入金並びに短期経理からの借入金（第3条第6項に規定する高額医療貸付及び同条第7項に規定する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。 第3条 ～ 第6条 （略） （貸付利率） 第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、<u>次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に定める利率とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。</u> (1) <u>基準利率が 1.0%以下の場合 年 1.26%（災害貸付にあつては年 0.93%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては年 1.00%）</u> (2) <u>基準利率が 1.0%を超え 1.5%以下の場合 年 1.76%（災害貸付にあつては年 1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 1.50%）</u> (3) <u>基準利率が 1.5%を超え 2.0%以下の場合 年 2.26%（災害貸付にあつては年 1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 2.00%）</u> (4) <u>基準利率が 2.0%を超え 2.5%以下の場合 年 2.76%（災害貸付にあつては年 2.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年</u>	貸付事業の財源として、新たに退職等年金経理（新3階）の積立金を活用するとされたため、借入先の経理を変更するもの。 <u>貸付利率の見直し</u> ① 貸付利率設定の指標金利を変更 現行：国の「財政融資資金利率」→ 改正後：毎年9月末までに地共連の定款で定める「基準利率」 ② 貸付利率を変更する時期 現行：「毎年1月1日及び7月1日から」→ 改正後：「基準利率改定日後3か月以内」

現 行	改 正 案	備 考
2・3 (略) 第8条～第13条 (略) (償還期間及び金額) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、償還期間外において3年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、<u>第7条</u>の規定にかかわらず、年2.42%	<u>2.50%</u>) (5) <u>基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26%（災害貸付にあっては年2.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年3.00%）</u> (6) <u>基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.76%（災害貸付にあっては年3.43%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年3.50%）</u> (7) <u>基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年4.26%（災害貸付にあっては年3.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年4.00%）</u> (8) <u>基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.76%（災害貸付にあっては年4.43%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年4.50%）</u> (9) <u>基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年5.26%（災害貸付にあっては年4.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年5.00%）</u> (10) <u>基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.26%を加えた利率（災害貸付にあっては基準利率に0.07%を減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあっては基準利率）</u> 2・3 (略) 第8条～第13条 (略) (償還期間及び金額) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、償還期間外において3年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率	<参考> 貸付利率の変更 普通・住宅・特別貸付 現行：年2.66%→ 改正後：年1.26% 在宅介護対応住宅貸付 現行：年2.40%→ 改正後：年1.00% 災害貸付 現行：年2.22%→ 改正後：年0.93% ※ 貸付利率は、 現在が下限であり、基準利率に応じて0.5単位で変動する。 激甚災害貸付の貸付利率についても、同様の見直しを行うもの。

現 行	改 正 案	備 考
_____とする。 5～9 (略) 第15条 ～ 第21条 (略) 附 則 1 (略) (高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率の特例) 2 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、平成7年8月1日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日（理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日）までの間（以下「特例期間等の終了の日までの間」という。）においては、特例として、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日から当該各号に定める利率とする。 (1) 財政融資資金利率が2.4%を超え年4.2%を下回っている場合 毎年の1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の	が改定された日から、当該各号に定める利率とする。 (1) 基準利率が1.0%以下の場合 年0.72% (2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.22% (3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年1.72% (4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.22% (5) 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年2.72% (6) 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.22% (7) 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年3.72% (8) 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.22% (9) 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年4.72% (10) 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.28%を減じた利率 5～9 (略) 第15条 ～ 第21条 (略) 附 則 1 (略) (削除)	貸付利率は、本則第7条で基準利率に連動することになるので、国の財政融資資金利率に基づく利率の特例に関する規定を削除するもの。

現 行	改 正 案	備 考
<u>10 月 1 日、7 月 1 日にあつては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26%を加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に 12 分の 10 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 2 位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては、財政融資資金利率）</u> <u>(2) 財政融資資金利率が年 2.4%以下である場合 財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後 3 月以内の日で理事長の定める日）から、年 2.66%（災害貸付にあつては年 2.22%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 2.4%）</u> <u>（高額医療貸付及び出産費貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表の特例）</u> <u>3 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表は、前項に規定する特例期間においては第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、理事長が別に定める。</u> <u>（第 14 条第 4 項に規定する貸付金の利率の特例）</u> <u>4 第 14 条第 4 項に規定する貸付金の利率は、平成 7 年 8 月 1 日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として第 14 条第 3 項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後 3 月以内の日で理事長の定める日）から、年 1.72%とする。</u> <u>（借換貸付の特例）</u> <u>5 理事長は、派遣法第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員である組合員（以下「派遣職員」という。）が平成 16 年 3 月 31 日までに、金融機関等からこの規則に定める貸付金と同種の貸付けを受けていた場合は、職務に復帰し、又は引き続き派遣職員である場合において、当該貸付金を返済するために資金を必要とするときに、貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。</u> <u>（新規）</u>	<u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（借換貸付の特例）</u> <u>2 （略）</u> <u>（貸付金の財源及び借り入れる利率の特例）</u> <u>3 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第 2 条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合</u>	同上 同上 前 3 項の削除に伴う項番号の繰上げ 本組合の退職等年金預託金管理経理及び短期経理か

現 行	改 正 案	備 考
	<u>連合会の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。</u>	らの借入金のみを財源として、貸付事業の運営が可能となるまでの間は、引き続き経過的長期預託金管理経理からの借入金を財源できること。併せて、その際の利率は、退職等年金預託金管理経理からの借入利率と同率とすることを規定するもの。

理 由 書

近年の貸付事業における残高の減少を踏まえ、今後の貸付事業の健全な運営を図るため、全国市町村職員共済組合連合会を通じて総務省自治行政局福利課に対して貸付事業の利用促進を図るための貸付準則の改正を要請したところ、平成 29 年 10 月 13 日付けで「地方公務員共済組合が行う貸付事業の取扱要領」が一部改正され、併せて貸付準則が改正されたので、この準則改正に準じ、貸付利率の引き下げが可能となるよう規則の一部を改正するもの。

<主な改正点>

1 貸付事業の財源について

現 行：経過長期経理（旧 3 階年金）の資金

→ 改正後：退職等年金経理（新 3 階年金）の資金※

※ ただし、退職等年金経理の資金のみで貸付事業の運営が円滑に行えるようになるまでの間は、引き続き経過長期経理の資金を貸付事業の財源とすることを可能とする。

2 貸付利率の見直し

(1) 貸付事業の財源を変更することに伴い、貸付利率の指標金利を変更

現 行：国の財政融資資金利率※¹ → 改正後：基準利率※²

※¹ 財政融資資金法第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率（約定期間 10 年以上 11 年未満のもの）をいう。

※² 地方公務員等共済組合法第 77 条第 4 項に規定する退職等年金給付の基準利率をいう。

(2) 貸付利率の引き下げが可能となるよう貸付利率の区分を変更

現 行：本則利率 普通・住宅・特別貸付の場合 年 4.46%

特例利率 普通・住宅・特別貸付の場合 財政融資資金利率に応じて
年 4.36% ～ 年 2.66%までの間で 0.1 ごとに変動

改正後：普通・住宅・特別貸付の場合 基準利率に応じて

年 5.26% ～ 年 1.26%までの間で 0.5 ごとに変動（詳細は次頁参照）

（参考 1） 主な適用利率は次のとおり

貸付種類等	【現 行】適用利率	【改正後】適用利率
普通・住宅・特別貸付	2.66%	1.26%
在宅介護対応住宅貸付	2.40%	1.00%
災 害 貸 付	2.22%	0.93%
激 甚 災 害 貸 付	1.72%	0.72%

※ 「【改正後】適用利率」欄の率は、基準利率が 1.0%以下の場合における率。平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月までにおける基準利率は 0.00%。

(3) 貸付利率の改定日

現 行：毎年1月1日及び7月1日から

→ 改正後：基準利率の改定日（改定日以後3か月以内で理事長が定める日）

3 経過的長期経理の資金を借り入れる間の借入利率を、退職等年金経理からの借入利率と同一の利率とする。

現 行：2.4% → 改正後：1.0%

(参考 2) 見直し後の貸付利率について

区 分		普通貸付 住宅貸付 特別貸付	在宅介護 対応住宅 貸付	災害貸付	激甚災害 貸付	高額医療 貸付及び 出産貸付
基準利率(※) 1.0%以下	貸付利率	1.26%	1.00%	0.93%	0.72%	無利息
基準利率 1.0%を超え1.5%以下	貸付利率	1.76%	1.50%	1.43%	1.22%	
基準利率 1.5%を超え2.0%以下	貸付利率	2.26%	2.00%	1.93%	1.72%	
基準利率 2.0%を超え2.5%以下	貸付利率	2.76%	2.50%	2.43%	2.22%	
基準利率 2.5%を超え3.0%以下	貸付利率	3.26%	3.00%	2.93%	2.72%	
基準利率 3.0%を超え3.5%以下	貸付利率	3.76%	3.50%	3.43%	3.22%	
基準利率 3.5%を超え4.0%以下	貸付利率	4.26%	4.00%	3.93%	3.72%	
基準利率 4.0%を超え4.5%以下	貸付利率	4.76%	4.50%	4.43%	4.22%	
基準利率 4.5%を超え5.0%以下	貸付利率	5.26%	5.00%	4.93%	4.72%	
基準利率 5.0%超	貸付利率	基準利率 +0.26%	基準利率	基準利率 -0.07%	基準利率 -0.28%	

※ 基準利率とは、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率をいう。